

六月八日（月曜日）

出席議員

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
のぐち	吉村	松平	宮野	ほかり	依田	高山	石沢	千田	豪一	浅川	山田	宮本	田中	沢田	小林	宮崎
けんたろう	美紀	雄一郎	ゆみこ	吉紀	かずひろ	のりゆき	恵美子			のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	れい子	こうき

十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番	三十一番	三十二番	三十三番
-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------

たかはま	金子	市村	田中	名取	白石	松丸	岡崎	上田	品田	浅田	海津	高山	山本	板倉	関川
なおき	てるよし	やすとし	としかね	顕一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	敦子	泰三	一仁	美千代	けさ子

欠席議員
なし

三十四番

出席説明員

区 長	成 澤	こども未来部長	多 田	栄 一 郎
副 区 長	佐 藤	保健衛生部長	阿 部	敦 子
副 区 長	加 藤	兼文京保健所長	鵜 沼	秀 之
教 育 長	丹 羽	都市計画部長	小 鵜	光 幸
企画政策部長	新 名	土木部長	細 矢	剛 史
総 務 部 長	竹 田	資源環境部長	松 永	直 樹
防災危機管理室長	榎 戸	施設管理部長	宇 民	清 樹
区 民 部 長	高 橋	会計管理部長	吉 田	雄 大
アカデミー推進部長	長 塚	教育推進部長	渡 邊	雄 大
福祉部部長	鈴 木	監査事務局長	畑 中	貴 史
兼福祉事務所長	裕 隆	総 務 課 長		
地域包括ケア推進担当部長	矢 島			
	孝 幸			

事務局職員

事 務 局 長	佐 久 間 康 一	議事調査主査	菅 波	節 子
議事調査主査	杉 山 大 樹	議事調査担当	阿 部	隆 也
議事調査主査	窪 田 英 二 郎	議事調査担当	眞 鍋	由 起 子
議事調査主査	高 橋 裕 美			

議事日程

日 程 第 一 一般質問

○議長（市村やすとし）

午後一時五十九分開議

ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし）

す。

まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十一番 浅川 のぼる 議員
三十番 高山 泰三 議員
を指名いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔千田恵美子議員「議長、九番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 九番千田恵美子議員。

〔千田恵美子議員登壇〕

○千田恵美子議員 二〇二六年六月定例議会に当たり、日本共産党文京区議会議員団の一般質問として、障害福祉や医療制度について、公共交通について、教育などについて質問します。

初めに、障害者福祉の充実を求め、伺います。

就労継続支援B型は一般の就労ではなく、障がいを持つ人に就労や活動の機会を提供し、必要な知識や能力の向上、訓練を行う福祉サービスで、作業に応じて工賃を受け取ります。作業所では利用者が黙々と作業をし、「お仕事頑張る」と言い、ある福祉作業所が作るパンは、安価でおいしいと大変喜ばれています。

しかし、就労継続支援B型作業所の四三・三％が赤字であることが、二〇二四年三月、日本共産党の宮本徹衆議院議員の質問で明らかになっています。

ところが、今年度、就労継続支援B型作業所の基本報酬は削減され、定員四十人、平均工賃二万円で、一人当たりの報酬は一日五千百十円から四千九百七十円と削減され、作業所は年間二百四十万円の減収となり、大打撃となっています。

全国の作業所が加盟するきょうされんの赤松理事は、「他の職業と

の賃金格差が広がる一方なのが障害福祉分野の実態だ。基本報酬引下げは絶対にあり得ない」と指摘しています。

区内のB型作業所は、区立大塚と小石川、そして民間十一事業所ありますが、基本報酬削減見込みをお答えください。そして、国に基本報酬改定の撤回と、引上げこそ求めるべきです。伺います。

区の心身障害者等福祉手当について伺います。

手当の額は、障がいの程度により月一万五千五百円と一万三千五百円で、一九九六年度から三十年間、一円も上がっていません。一九九五年度までは毎年五百円ずつ上がっていたのに、なぜアップしてこなかったのか。物価高騰の中、物価高騰分を増額すべきです。併せて伺います。

障害者手当は年三回振り込まれますが、振込通知のはがき送付を二〇二三年度から廃止し、通帳でしか分からなくなりました。はがきの送付は、障害者本人にとって極めて重要です。なぜなら、自ら記帳し、確認できない方もいるからです。「通知はがきが来ると安心する」という声も聞いています。

送付を廃止する前に、障がい者の意見を聞いたのですか。また、障がい福祉の原則である、自分たちのことを抜きに決めないでの見地から、希望する人には復活するべきです。併せて伺います。

区立福祉作業所に出勤する利用者への交通費助成の予算は、年間僅か約三十万円でしたが、二〇一九年度に廃止されました。利用者の工賃の月約二万円は、時給に換算すると僅か百六十六円ほどです。東京メトロを使うと初乗りは百八十円なので、毎月六千九百八十円も掛かる人もいます。

交通費助成は、障がい者の働く権利を守るための、文京区の極めて優れた取組だったのです。民間の通所施設も含め、交通費助成を復活

すべきです。伺います。

区立福祉作業所で区が支援し実施していた一泊旅行は、二〇二二年三月、保護者会で作業所から、旅行参加者への補助金は廃止になったと説明がありました。しかし、自己負担になっても、旅行参加者は減りませんでした。それは、利用者が働く仲間同士、労をねぎらう企画だからです。

この間、一泊旅行で約二万三千円を自己負担しています。これは工賃一か月分以上で、区長の給与に当てはめれば、月百三十一万円以上で一泊旅行を行うことです。

区の地域福祉保健計画では、基本理念としてノーマライゼーションを掲げています。これは、障害ある人もない人も共に支え合って普通の生活ができるという意味です。

一か月分の給料を費やさざるを得ない一泊旅行が、普通の生活とお考えですか。伺います。

ノーマライゼーションの理念に当たり、温かい福祉の心があるならば、民間の作業所も含め、利用者全員が年一回の旅行に自己負担なしで行けるよう、支援を再開・拡充すべきと考えますが、伺います。

国が医療改悪で狙う大幅負担増について伺います。

政府は、OTC類似薬の自己負担を求めるために、一部保険外療養を創設し、OTC類似薬について、薬剤費の四分の一を保険外の患者負担とします。これは、窓口で三割負担の方は五割負担となる大幅負担増です。

物価高騰で苦しい生活を強いられる下、こんな負担増を行えば、医療にかかれなくなったり、暮らしが更に厳しくなるとの認識はありませんか。伺います。

日本共産党の辰巳孝太郎衆議院議員の質問で、社会保険料の軽減は

月約三十三円にすぎないのに、薬代は大幅な負担増を強いることが分かりました。保険外しされる薬は七十七成分千百品目に及ぶ上、他の薬剤にも拡大可能であることが分かっています。さらに、政府は、薬代の全額負担も可能であると認めました。

そして、重大なのは、厚生労働大臣の判断で、薬代だけではなく、全ての医療行為を保険給付から外せることで、薬代から診療、処置など、全ての医療行為が全額負担にできるのです。

私は、薬剤師として医療の現場で四十二年間働く中、お金がなくて治療を受けられない人と繰り返し向き合ってきました。また、低収入で、病気が発覚することで発生する治療費が心配で受診せず、重症化してしまう方を何人も見てきました。受診したときには糖尿病が重症化し、インスリン注射が必要になった方、また、別の糖尿病の方は、眼科を受診せず、網膜症が進行し、失明に近い状態になり、また、胃の不調を訴えた方は、受診時に胃がんが進行し、胃の全摘手術をしましたが、二年後に亡くなりました。

これら改悪により、受診抑制が今より更に加速し、手遅れ事態が根絶されるどころか、疾病の重症化がますます引き起こされてしまいます。

市販薬の利用の促進は、自己判断による市販薬購入への誘導で、受診抑制の一種であり、危険です。

区の保健医療計画は、誰もが生き生きと自分らしく、健康で自立した生活を営めると基本目標を掲げていますが、これと逆行するとの認識がありますか。伺います。

また、度重なる診療報酬実質減のため、医療経営の困難が深まっています。政府がやっていることは、受診抑制を加速し、経営を厳しくし、地域医療の崩壊につながるとの認識がありますか。伺います。

これらの大改悪の実施は、九か月後に迫っています。必要かつ適切な医療は、基本的には保険診療により確保するという国民皆保険制度の理念に逆行し、命の沙汰も金次第という状況を作り出すことは到底認められません。

必ず廃案とし、若しくは実施を中止するように国に強く求めるべきです。伺います。

国の意図は、大軍拡のため、社会保障を削減することにあります。区民の命と健康を守るためには、自治体独自に国保料の均等割を十八歳まで無料にする、七十五歳以上・非課税者の医療窓口負担のゼロの実施に踏み切るなど、命を守ることにあります。決意を求め、伺います。

なお、都知事が、低所得者などに対する医療を確保する上で一定の役割を果たしていると認めている無料低額診療が、区内にはありません。都立駒込病院などで実施できるよう、都や区内の医療機関と協議を始めるべきです。伺います。

千石西保育園で今年度の実施予定の防水工事とアスベスト含有建材の撤去工事について、保護者から、「居ながら工事では、アスベスト含有建材を撤去するときのアスベスト暴露が不安」との声が上がり、工事延期と工事期間中の代替園舎の確保を求める要望が出ています。工事延期を求め、伺います。

一九九九年、区立さしがや保育園の改修工事で、吹き付けアスベストを飛散させ、園児を暴露させた反省から、区が発行したパンフレット、アスベストつてなに？ には、アスベストが含まれている天井板や床材などを割ると、飛び散る可能性があります。住みながらのリフトリフォームはしないことです、リフォーム中はひっこしましょうと、今もホームページに掲示しています。

ならば、千石西保育園の防水工事、アスベスト含有建材の撤去工事中は代替園舎を用意すべきです。伺います。

Bーぐるは、運転手不足や働き方改革の影響で、区内三ルート全てで土日は減便となり、二ルートは最終便も繰り上げられ、利用者は不便を来しています。

Bーぐるの車庫は荒川を渡った足立区綾瀬にあり、区は、車庫に運転手が二十一時まで帰る措置と説明していますが、それに対して、私たち区議団は、運転手の負担軽減のため、シビックセンター一階をBーぐるの車庫にと提案してきましたが、実現には至りませんでした。この度、学校改築のために、仮校舎用地として、大塚四丁目の東邦音楽大学の土地を購入しました。敷地は六千四百平方メートルあり、敷地面積で比較すると、第八中学校、第十中学校、茗台中学校や礒川・柳町・湯島小学校と同程度であり、その一部をBーぐるの二台分、あるいはそれ以上駐車できる面積を確保することは可能であり、夜間のみの、小日向・目白台、本郷・湯島ルートの最終便を駐車する活用計画を提案します。それにより、最終バス繰上げは解消できるのではないかと、伺います。

昨年一月、公共交通不便地域である大塚四から六丁目、白山三・四丁目、千石二・三丁目を対象に行った、地域住民移動ニーズ把握調査の結果で、千石・白山地区のコミュニティバス、大塚地区は定時路線型乗合バスの希望が多いなど、運行方式は異なるニーズでしたが、坂の多さや既存の駅まで遠いなどの不便さは共通しています。

実証運行に向けた具体的検討を行うとして、一刻も早く着手すべきです。伺います。

特に、白山四丁目国有地に認知症高齢者グループホームなどの建設が正式に決まり、建物のセットバックなどによる敷地の一部利用で走

行が可能になるのではないかと伺います。

また、文京区コミュニティバス利用実態調査報告書で、潜在需要者のBーぐるへの要望が一番多いのが逆回りルートであり、ホームページでは、運行収支、反対方向への需要、交通管理者との協議などを併せて検討したいと答えており、その実現も併せて求めます。お答えください。

香りの強い柔軟剤や合成洗剤、消臭抗菌グッズなどによって健康被害を受ける、香害の相談が寄せられています。頭痛や目まい、目・のどの痛み、せき、吐き気などの症状で、化学物質過敏症を発症するおそれもあり、二〇二二年度に、厚生労働省では、化学物質過敏症患者が発症した要因の七割は、柔軟剤などの香料と報告しています。

区は、ホームページで、香りへの配慮について化学物質過敏症をご存じですか？と周知していますが、北区は、香害と化学物質過敏症と明示しています。

区も香害との認識を示すべきです。伺います。

香害に苦しむ、区内の小学校に通う児童の保護者から寄せられた相談では、香害で学校へ通学が難しかったが、周囲の配慮によって学校に行けるようになったといいます。

日本消費者連盟など五団体と日本臨床環境医学会は、二〇二四年度、九都道府県の約八千人の小・中学生を調査し、一〇・一％の子どもが香害による体調不良がありと明らかにしました。

さらに、兵庫県宝塚市と北海道厚岸町は、二〇二三年に小・中学校での香害の実態調査を行い、香りによって体調不良があると回答した割合は、宝塚市では七から八％、厚岸町では八から一一％に上っています。

区も、学校における香害や化学物質過敏症の実態調査を実施するべ

きです。伺います。

宝塚市は、合成洗剤や柔軟剤などを香害の原因として可能性のあるものとホームページで示し、学校での柔軟剤の使用自粛の協力と呼び掛けています。

この取組に学び、学校での香害対策として、宝塚市のように、柔軟剤使用の自粛を継続的に呼び掛けるべきです。伺います。

なお、二〇一七年に、当時の日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員の質問に対し、内閣府は「化学物質過敏症についても、障害者差別解消法で言う障害の対象になり得る」と答弁し、二〇二四年度から障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供が義務化されていますが、区も同じ認識か、伺います。

そして、学校現場でも、香害で苦しむ当事者と対話し、必要な対応を取っていくことが合理的配慮として求められるのではないかと、伺います。

竹早公園・小石川図書館の一体的整備の中間のまとめに関する三回目のワークショップが延期して一年以上が経過しました。昨年十一月の本会議で、我が党が「いつまでに結論を出すのか」とたずねると、教育長は、「中間のまとめに対する意見、要望、課題などについて十分な調査や検証を行い、現在それらを整理中」として、検討期間は示せないとのことでした。

しかし、中間のまとめについて、二〇二四年二月の建設委員会と文教委員会で、「現時点で確定したものではない」と二回にわたり説明しています。確定しないのですから、幾ら調査や検証を行っても方針は定まらないのではありませんか。むしろ、中間のまとめは一旦取り下げ、区民の意見や要望に基づいて整備方針を検討すべきではありませんか。伺います。

この間、図書館、公園、テニスコートそれぞれの利用者から、三つの機能をどれも充実させてほしいという願いが出されていることは道理があります。これらの利用者の意見、要望を、所管する三課がそれぞれ検証していると思いますが、その到達を所管課ごとに伺います。

小石川図書館はエレベーターがなく、高齢者や車椅子利用者、ベビーカー利用者の困難があり、全ての区民が平等に利用できる図書館環境を整えることが積年の緊急課題です。

竹早公園・小石川図書館の再整備を所管する三課を束ねる担当課長を配置し、課題解決へ進むべきです。伺います。

ジェンダー平等について伺います。

世界のジェンダー平等を求める運動と呼応し、日本でも、世論と運動がこの間、男女賃金公表制度の実現、不同意性交等罪の創設など、刑法改正、パートナースhip制度の拡大と同性婚など、当事者の権利を認める画期的な判決の連続、経口中絶薬の承認を始めとする、性と健康の分野における女性の権利の尊重など、政治と社会を動かしてきました。

しかし、日本は世界の中で、ジェンダーギャップ指数ランキングで百四十六か国中百十八位と位置が示すように、国際社会の進展から大きく遅れたままです。

二〇二五年は、日本が女性差別撤廃条約を批准し四十年目の節目の年でした。昨年十月に行われた国連女性差別撤廃委員会による第九回日本報告の審議では、日本のジェンダー格差、女性差別の実態が厳しく指摘され、多くの改善すべき点が勧告されています。

世界から取り残された日本の遅れを克服し、ジェンダー平等を実現させていかなければなりません。この遅れに対しての区の見解を伺うとともに、国に対して、選択的夫婦別姓制度の実現など、ジェンダー

平等の遅れている部分について、早急に改善するよう求めていくべきです。伺います。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法 二〇二四年四月施行）から二年近くが経過していますが、DV被害を受け続けていても、子どもの教育のために家にとどまらざるを得ない女性や、予期せぬ妊娠を誰にも言えず自分を責める女性、経済的困窮や孤独に悩む女性が後を絶ちません。また、昨春秋には、湯島三丁目で十代の外国人女性が性的被害にさらされていることが発覚しました。

この法については、二〇二六年度までの文京区男女平等参画推進計画には入っておらず、区の困難な問題を抱える女性の支援を行う女性相談員を五名に増員し、相談機能の強化が行われてきましたが、そのうち四名が会計年度任用職員です。

先日行われた「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール主催の学習会で、お茶の水女子大学の名誉教授の戒能民江先生は、相談員について、「会計年度任用職員ではなく正規に」と話されていました。

困難な相談が増えており、支援強化し、時間外にも対応できるよう、正規の相談員を増員していくよう求め、伺います。

また、ジェンダー平等の観点から、区立保育園、児童館、学童、スクールソーシャルワーカーなど、増加している女性の会計年度任用職員を正規職員にして増員するよう求め、伺います。

さらに、今回の第六次改定計画に向けて調査が行われた女性の意識調査の特徴はどのようなもので、次の計画にどのように生かしていくのか、そして、女性支援法の下で行ってきた文京区女性のほほえみ支援ネットワーク事業をバージョンアップして、次回の計画作成に生かしていくよう求め、併せて伺います。

世田谷区は、生理によるジェンダーギャップ指数を少しでも解消し、

生理に対する理解や偏見をなくすことを目的とし、全区立小・中学校、児童館、図書館、区役所など二千六百九十六か所に生理用品の設置を行うと公表。文京区でも、区の公共施設に生理用品を配布するよう求め、伺います。

文京区女性団体連絡会の指定管理期間は令和八年から三年間であり、実質一年半後には次の指定管理者を決めなければなりません。

先日行われた文京区女性団体連絡会の総会で、役員の方から、「私たちは仕事を持ち、年齢も重ねていて、手弁当で文京区女性団体連絡会の活動している、なかなか役員も見付からない」などの切実な訴えをお聞きました。

令和四年の文京区男女平等参画推進計画の改定に当たって、区長は、男女平等社会の実現には、区はもちろん、区民、事業者、国・都、文京区女性団体連絡会の関係機関と連携・協働し、課題解決に向けて取り組みことが重要と考えておりますとしています。

文京区女性団体連絡会の方々は、指定管理業務を引き受け、改革プランを出し、若い方々を会員にするため、懸命に頑張っています。アカデミー財団が固有の職員育成を行っているのと同様の取組が文京区女性団体連絡会でも行われるよう、区として援助、支援をするべきと考えます。伺います。

日本語が困難な子どもたちに、日本語指導や文化・生活のルールなどをサポートするみんなの学びサポート事業を、日中学院とアジア文化会館に委託し、昨年度から実施しています。

一方、二十三区内では、港区、新宿区、墨田区、目黒区、大田区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、葛飾区、江戸川区、世田谷区、足立区、江東区の十四区が日本語学級を設置しています。

都は自治体の日本語学級に人員配置するのですから、文京区でも区

立学校に日本語学級を設置するべきです。伺います。

全国知事会は、昨年、外国人は自治体から見れば日本人と同じ生活者であり、地域住民であるとし、しんぶん赤旗日刊紙の記事によると、国士舘大学の鈴木江理子教授は、政府が進める多文化共生政策は、日本語や日本での生活に困難を感じている外国人に対する支援が中心で、権利の視点を欠いていると指摘し、主体的な社会参加に向けた日本語教育が必要としています。区の認識を伺います。

以上で私の質問を終わります。

答弁のいかんによつては、再質問を留保いたします。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 千田議員の御質問にお答えします。

最初に、障害福祉に関する御質問にお答えします。

まず、就労継続支援B型事業所の報酬についてのお尋ねですが、基本報酬区分の基準見直しについては、今月から実施されているものであり、また、区内の各事業所の報酬額については、利用実績によって増減することから、影響額は算定しておりません。

なお、障害福祉サービスの報酬については、国の社会保障審議を経て決定されているため、国に対して基本報酬改定の撤回や引上げを求める考えはございません。

次に、心身障害者等福祉手当についてのお尋ねですが、本区の心身障害者等福祉手当は、都の条例で定められた支給対象者及び支給額に合わせ、月額一万五千五百円を支給しております。

また、都の条例で支給対象外となる身体障害者手帳三級及び愛の手

帳四度の方については、区独自に月額一万三千五百円を支給しております。

支給額については、都において、平成八年度以降、改定していないことから、区においても同様の対応としており、増額については考えておりませんが、引き続き、他自治体の動向を注視してまいります。

振込通知については、支給額及び振込時期があらかじめ決まっております、手当の認定時に対象者にお知らせしていることから、区として取りやめたものであり、再開する考えはございません。

次に、福祉作業所における交通費助成についてのお尋ねですが、就労継続支援B型事業所は、現在、区内に十三か所あり、利用者が各事業所のサービス内容や通いやすさ等を考慮し、事業所を選べる状況になっていると認識しております。

交通費助成を開始した当時とは状況が異なるため、区立福祉作業所に通う際の交通費の支給については、役割を終えたものと認識しており、民間事業所の利用者も含め、交通費助成を行う考えはございません。

次に、障害者通所施設利用者の旅行に対する補助についてのお尋ねですが、区では、ノーマライゼーションの理念の下、各種施設整備や条例制定、障害福祉サービス等の充実を進めております。

各障害者施設で企画する旅行については、希望者が参加する任意の活動として実施されており、その費用については、参加者が負担するものであると認識しております。また、障害者施設を利用していない方との公平性の観点からも課題があるため、区が補助する考えはございません。

次に、医療費に関する御質問にお答えします。

まず、医療保険制度改革等についてのお尋ねですが、OTC類似薬

の制度見直しや診療報酬等については、国において、配慮が必要な方への配慮も含め、適切に検討されていると認識しており、国に中止を求める考えはございません。引き続き、計画に掲げる基本目標等に基づいて、地域福祉保健を推進してまいります。

子どもの均等割や高齢者等の窓口負担の軽減措置については、国の責任において実施されるものであり、区独自で実施する考えはございませんが、これまでも、区長会を通じて軽減の拡大を国に要望しており、国において、軽減対象を高校生年代まで拡充する見直しが行われたところです。

次に、無料低額診療事業についてのお尋ねですが、社会福祉法に規定する無料低額診療事業については、税制上の優遇措置を受けられる一方で、医療ソーシャルワーカーの配置など、条件が設けられており、実施については各医療機関の判断に委ねられているものと認識しております。

このため、区として都や区内の医療機関と個別の協議を行う考えはございませんが、引き続き、低所得の方も適切な医療につながるよう努めてまいります。

次に、千石西保育園についての御質問にお答えします。

工事については、十分な安全対策を採りながら実施できるものと考えておりますが、今般、父母会有志の皆様から伺った、保護者の方々の不安や懸念により丁寧に対応するため、本年度の工事は見送ることといたしました。

なお、工事期間中の代替保育の実施方法については、引き続き検討し、安全・安心な工事の実施に努めてまいります。

次に、Bーぐるに関する御質問にお答えします。

まず、区有施設に車庫を設けて運行することについてのお尋ねです

が、事業者は、Bーぐるも含め複数のバスを運行し、乗務員の配置も管理しております。運行終了時及び開始時における乗務員の点呼や車両整備などについて、事業者による運行管理が必要なことから、困難であると認識しております。

次に、交通不便地域に対する取組についてのお尋ねですが、交通事業者に意向調査を行ったところ、昨今の慢性的な運転士不足が要因の一つとなっており、現状では参入の意向を示す事業者がいない状況です。引き続き、交通事業者と個別に折衝を重ねてまいります。

次に、白山四丁目国有地の活用についてのお尋ねですが、本国有地においては、接道の幅員が四メートル以上あることから、セツトバスを行う予定はございません。

次に、逆回りルートについてのお尋ねですが、公共交通不便地域の解消につながることや、公益性と経済性のバランスや採算性にも配慮する必要があることから、実現は難しいものと考えております。

次に、香りへの配慮等に関する御質問にお答えします。

まず、強い香りによる影響についてのお尋ねですが、柔軟剤などの強い香りが身体に与える影響はいまだ科学的に解明されておらず、現時点で香害と表記することは考えておりませんが、強い香りに対する身体の反応には個人差があることから、引き続き、香りへの配慮を啓発するとともに、国や都の動向等を注視してまいります。

次に、障害者差別解消法の対象等についてのお尋ねですが、化学物質過敏症については、国の答弁のとおり、それを原因とする心身の機能の障害が生じており、かつ、当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められる場合は、障害者差別解消法で定める障害者の対象になり得ると認識しております。

次に、竹早公園・小石川図書館の一体的整備に関する御質問にお答えします。

まず、検証状況についてのお尋ねですが、図書館については、蔵書数や資料の再配置、多様な閲覧環境等について、他自治体の事例の調査や分析等を進めております。

公園については、求められる機能や規模等の検討に向け、周辺公園の施設及び利用状況等を調査・分析し、整理しているところです。

テニスコートについては、利用状況を把握しつつ、多目的利用の可能性等について、他自治体の事例の調査や分析等を進めております。

引き続き、区民や利用者等から寄せられた御意見・御要望を踏まえ、課題の整理・検証等を進めてまいります。

次に、担当課長の配置についてのお尋ねですが、現在、施設所管の三部及び企画政策部の体制により、検討の進め方について課題整理を行っているため、現在の体制を見直すことは考えておりません。

次に、ジェンダー平等に関する御質問にお答えします。

まず、区の見解等についてのお尋ねですが、ジェンダー平等の達成に向けては、いまだ課題がある状況と認識しておりますが、選択的夫婦別姓制度の在り方やジェンダー平等の改善等については、今後、国において検討が進められるものと認識しており、区として要望を行う考えはございません。

次に、女性相談支援員の増員についてのお尋ねですが、本年度から、女性のほほえみ支援ネットワーク事業等を推進するため、これまで配置していた会計年度任用職員に加え、正規職員を増員しております。

次に、会計年度任用職員の正規職員化についてのお尋ねですが、正規職員の採用については、特別区共通基準に基づき実施しており、会計年度任用職員を正規職員として登用する制度はございません。

なお、会計年度任用職員の任用に当たっては、業務の内容や業務量に応じて勤務条件を定めており、性別を問わず、公募の上、選考を実施しております。

次に、男女平等参画についてのお尋ねですが、区民調査では、男女間の平等性については、性別による認識の差が大きい、男は仕事、女は家庭というような性別による役割分担に共感しない人が増えているものの、育児・家事等に費やす時間は、依然として女性が多い等の結果が出ております。

次期計画については、男女平等参画推進会議において検討してまいります。女性も男性も暮らしやすい社会の実現に向けた計画となるよう、改定してまいります。

また、困難女性支援法に規定する基本計画については、女性のほほえみ支援ネットワーク事業における関係機関や民間団体からの意見も踏まえつつ、次期男女平等参画推進計画に包含して策定するとともに、困難な問題を抱える女性が安心して立ち寄れる出張型の場の提供を検討していくなど、事業の拡充に努めてまいります。

次に、区有施設における生理用品の配布についてのお尋ねですが、区では、ジェンダーギャップの解消、生理の貧困対策及び学校の環境整備等を目的として、シビックセンターなど一部の区有施設において、生理用品の無料配布を行っております。

各施設において利用者の需要と運用上の課題を検討した上で、実施可能な施設から配布を開始しており、その状況を確認しながら、今後適切に対応してまいります。

次に、文京区女性団体連絡会の職員育成についてのお尋ねですが、指定管理者の職員育成については、団体内で行われるべきものと認識しております。

最後に、日本語教育についての御質問にお答えします。

あらゆる人の人権が尊重され、多様性が受け入れられる共生社会の構築に向けて、学校・地域生活オリエンテーション等の実施や地域の自主的な活動への支援を行っており、外国人住民の主体的な社会参加を促す取組は重要と認識しております。

日本語教育について、区として新たに実施する予定はございませんが、必要に応じて関係機関等への紹介を行うなど、引き続き共生社会の実現に向けた支援に取り組んでまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、香りへの配慮についてのお尋ねですが、区立学校におきましては、保護者の申出に基づき、化学物質過敏症の児童・生徒の状況を把握するとともに、当事者や御家族と話し合い、家庭と連携して個別に対応を行っているところです。現時点で、全ての区立学校において実態調査を実施することは考えておりません。

また、香り付き洗濯洗剤等の使用に配慮を求めることにつきまして、国の通知や他自治体の事例を参考に、実施しているところです。

次に、竹早公園・小石川図書館の一体的整備についてのお尋ねですが、中間のまとめに対していただいた様々な御意見・御要望、課題等について、十分な調査や検証を行う必要があり、引き続き、課題等の整理や検討を行っていることから、中間のまとめを取り下げる考えはございません。

最後に、日本語学級についてのお尋ねですが、区では、日本語指導

が必要な児童・生徒を対象に、地域の資源を活用したみんなの学びサポート事業を実施し、日本語の習得や学校及び日常生活における生活習慣への適応を支援しております。

また、学校生活適応への支援の一環として、母語の日常会話ができる日本語指導協力員を学校に派遣しております。

これらの取組等を通じて、日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援を充実させていることから、現時点では日本語学級を設置する予定はありません。

〔千田恵美子議員「議長、九番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 九番千田恵美子議員。

○千田恵美子議員 区長、教育長、御答弁ありがとうございます。

三十年間増やされていない心身障害者等福祉手当は、東京都に倣って上げられていないことが分かりました。物価高の中、区として増額の判断をすべきと指摘します。

また、二〇二三年度から廃止した福祉手当の振込通知は、区として取りやめたとの御答弁でした。この答弁は、当事者である障害者の意見を聞かずに通知を廃止したことを明らかにしています。これは、障害者権利条約の、私たちのことを、私たち抜きに決めないでという合言葉に全面的に反しています。なぜそんなことになったのか、検証が必要と指摘します。

さらに、作業所で働く障害者が一か月の収入全てを使わざるを得ない旅行は、ノーマライゼーションの立場から福利厚生と位置付け、支援を再開するべきです。住民に最も身近な行政主体として、障害者にもっと寄り添うべきです。

これらの課題を含め、今後、各委員会で議論してまいりますので、よろしく願います。

本日はありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時四十五分休憩

午後二時五十四分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔海津敦子議員「議長、二十九番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十九番海津敦子議員。

〔海津敦子議員登壇〕

○海津敦子議員 海津敦子です。区民が主役の会を代表して質問いたします。

まず、区長は、大学院で公共政策を学ばれ、公共政策修士でもあります。

私は、公共政策とは、社会の変化や現場の声を踏まえ、より良いものへ更新し続ける営みだと考えています。そのときに大切なのは、今、誰に困り事や生きづらさがあるのかという観点ではないでしょうか。

制度に合わせることで、難しい人がいるとき、その人だけに努力や適応を求めるのではなく、制度や環境の側を問い直していく、それこそが政治の責任だと私は考えます。

そして、公共政策において、私が大切だと考えることがもう一点あります。何を目的とするのか、他の選択肢と十分に比較したのか、どのような手続で決めたのか。この過程が見えなければ、その判断が本当に公平だったのか、区民は納得することができません。検証もできません。だからこそ、行政には区民に説明できる決定過程が求められ

るのではないのでしょうか。

本日は、この視点から、区民共有の財産をどのような考え方と手続で活用しているのか、そして、子どもたちの権利や心の安全が制度の中で本当に守られているのか、その点を中心に伺います。

複雑で難しい課題もあります。しかし、私は、区長もまた、より良い文京区を目指していると信じています。だからこそ、区民の納得につながる、誠実で具体的な御答弁を期待し、質問を始めます。

一つ目です。旧元町小学校跡地の順天堂大学への貸付料についてです。

こども園の園庭の地下は、順天堂が体育館を整備し、使っています。それなのに、なぜ園庭部分は貸付料の対象外なのか、伺います。

区は、令和七年三月、園庭部分を貸付対象から外し、順天堂への貸付面積をおよそ二千八百五十五平方メートルから千九百七十一平方メートルへ縮小しました。

区は、理由として、園庭は区が専用で使用するため順天堂は使えない、なので貸付対象外と説明しています。しかし、実態としては、地下は順天堂が利用しているのですから、区民感覚からすれば、地下は使う、でも貸付料は対象外、この整理に疑問を持つのは自然ではないでしょうか。

伺います。地下利用という実態があるにもかかわらず、なぜ園庭部分を貸付料の対象外にできるのか、また、園庭部分を除外しても現在の施設設計が成立するかどうかのような根拠で判断しているのか、区民にも分かるよう説明してください。

次に、区は順天堂への土地貸付料について、およそ五五%という大幅な減額を行っています。その理由として、区は、本来この土地で建てられる建物規模に対して、順天堂がおよそ四五%分しか使っていないこと、認定こども園による制約およそ一〇%、合わせて五五%だと説明してきました。

区は、認定こども園の園庭部分を除外し、貸付面積をおよそ二千八百五十五平方メートルから千九百七十平方メートルへ縮小しました。そうであるならば、本来建てられる建物規模そのものも小さくなる以上、使っていない割合も変わると考えるのが自然ではないでしょうか。

順天堂の実施設設計を前提に計算すると、使っていない割合は、当初のおよそ四五%から約一九%程度になる可能性があります。だとすれば、減額率も、五五%ではなく、およそ二九%程度になります。しかも、その差額は年間およそ千五百万円規模になる可能性があります。千五百万円あれば、放課後の子どもたちの居場所づくりや、学校で困っている子どもへの支援をもう一步進められるかもしれません。

伺います。貸付面積を縮小したにもかかわらず、なぜ五五%減額を維持しているのか、区民が納得できる具体的な算定根拠を、数値も含めて説明してください。

次に、公募の公平性と透明性についてです。

順天堂への貸付料は、令和四年の算定時から、園庭は順天堂が使えないとして園庭部分を除外し、建物で順天堂が使う部分だけを支払う床面積割合で案分し、さらに、建設上の制約を理由に、およそ五五%もの減額が行われています。

上記の条件で計算すると、その結果、貸付料は本来の水準からおおよそ八割近く下がっています。しかも、こうした貸付料に大きく影響する条件は、公募時に具体的に示されていたとは言い難いものです。

そこで伺います。貸付料に大きく影響する条件が選定後に次々整理・追加され、結果として貸付料が大きく下がる状況を、公平・公正な公募と言えるのでしょうか。また、この決定プロセスについて、区

長は区民への説明責任を果たしていると考えているのか、認識をお伺いいたします。

次に、貸付料算定方法の客観性と行政責任についてもお伺いいたします。

区有財産は区民共有の財産です。だからこそ、区には、その価値を適正に評価し、適正な対価を得る責任があります。

ところが、順天堂への貸付けでは、貸付料は路線価方式で算定されています。一方で、区が土地を取得する際や順天堂東館の貸付算定では、不動産鑑定評価が行われています。

一般的に、路線価は不動産鑑定価格の八割程度が目安とも言われています。区民から見れば、区が買うときは慎重に鑑定する、順天堂に貸すときは、なぜ鑑定ではなく路線価方式なのかという疑問が生じて不思議ではありません。

また、一般的に、路線価方式は、社会福祉施設等の公共性が極めて高い案件で採用される手法です。しかし、順天堂の事業は営利活動も伴うものであり、福祉事業とは異なるものです。しかも、今回は地下利用を伴う特殊案件です。本当に路線価方式だけで適正な価値を評価できるのでしょうか。

そこで伺います。なぜ順天堂西館については不動産鑑定評価を行わず路線価方式を採用したのか、また、区民共有の財産について、客観性、適正な対価をどのように担保したのか、区長の認識をお伺いいたします。

次に、介護事業における相次ぐ事業者交代と、公募制度の信頼性についてです。

高齢者施設にとって大切なのは、建物以上に、慣れた職員との関係や安心して相談できる環境です。だからこそ、運営主体が変わること

は、今の支援が続くのか、慣れた職員はどうなるのか、また環境が変わるのかという、利用者や家族の大きな不安につながります。

しかし、今、文京区では、特別養護老人ホームの施設の白山の郷、千駄木の郷、そしてまた白山の郷、事業者交代が相次ぐ流れです。

今回、白山の郷を運営する芙蓉会は、区内複数の高齢者施設等も担っており、利用者は少なくとも四百五十人に上ります。その事業者が、事業運営から退き、別事業者への事業譲渡へと向かっています。

区が安定運営できる法人として公募で選定し、令和六年九月に協定を結んだ法人が、令和七年四月の運営開始から僅か一年余りで運営主体が変わることになります。

この間、区は運営状況の把握をどのように行っていたのか、区による事情聴取の時期、回数、内容を時系列で示してください。

さらに、不安に向き合う利用者、家族、職員へのケアはどのように行っているのか、また、区長はこの事態をどう受け止めるのか、認識をお伺いいたします。

次に、事業譲渡に至る経緯と公募の公平性についてもお伺いします。区は、予算審査特別委員会で、「施設使用終了は一年六か月前までに申し出る契約」と説明しました。つまり、区は、突然の事業終了を防ぎ、早い段階で把握する仕組みを契約に入れているということです。ところが、今回、区が安定運営できる法人として選定した法人が、運営開始から僅か一年余りで別事業者への事業譲渡を進めています。しかも、その手続は、契約書にも協定書にも明確に定められていません。

区は、事業継続が難しくなる可能性をいつどの段階で把握していたのか、なぜ事業終了ではなく事業譲渡という判断に至ったのか、この方向性は事業者側からの提案なのか、それとも区が利用者保護の観点

から提案したものなのか、時系列で説明してください。

私は、利用者保護のために必要な対応を否定するものではありません。しかし、選ばれた法人が短期間で別法人に変わることが認められるなら、公募の意味そのものが問われます。

白山の郷の公募には、今回撤退する事業者も含め、三法人が応募していました。当時、応募した他の事業者は、このプロセスを公平だと感じるでしょうか。

区は、どのようなルールで運営主体の変更を認めたのか、なぜ再公募や再審査を行わないのか、また、事業譲渡によって現事業者に不当な経済的利益が生じないことを、区はどのように担保していくのか。再公募も含め、どのような選択肢を比較し、なぜ事業譲渡が最も適切だと判断したのか、利用者保護と公募の公平性をどう両立させるのか、区民に分かる言葉で説明を求めます。

次に、入学準備金制度における公平性について伺います。

この制度は、所得制限を設けず、高所得者を含む幅広い層を対象とする一方で、生活保護世帯や就学援助受給世帯の子どもたちは対象外としています。

予算審査特別委員会で、区は、「既存制度がある層を除き、制度のない層を支援する」と説明しました。しかし、生活保護や就学援助は、本来、子どもが最低限の教育環境を維持するための制度です。

私は、既存制度があるという理由だけで対象外とする考え方が子どもたちの実態に即しているのか、疑問を感じます。同じ入学という人生の節目を迎える子どもたちに対して、そこにどのような公平性があるのでしょうか。

他の自治体では、生活保護制度上の収入認定の整理や、入学祝金等の仕組みを活用し、これらの世帯も含めて全世帯に支給している例が

あります。つまり、制度上できなかったのではなく、文京区として対象外とする判断をしたということです。

お伺いいたします。今回、生活保護世帯や就学援助世帯を対象から除外したのは、制度上不可能だったか、それとも対象としないという政策判断だったのか、明確な御答弁を求めます。

また、その判断は、本年四月の文京区こどもの権利条例が掲げる子どもの最善の利益とどのように整合すると考えているのか、区長の具体的な認識をお伺いいたします。

次に、多様な家族の在り方を尊重する理念と自治体の責任についてお伺いいたします。

文京区は、男女平等参画推進条例やパートナーシップ宣誓制度を通じて、多様な生き方や家族の在り方を尊重する姿勢を示してきました。

私は、法制度の技術論ではなく、文京区のトップとして、個人の尊厳や多様な家族の在り方をどのように認識しているのか、その姿勢を伺います。

まず、パートナーシップ宣誓制度についてです。

文京区は、同性カップルを尊重すべき存在として位置付ける主体的な価値判断を示しています。しかし、現実には、法律婚が認められていないことで、相続、親権、税制、医療同意など、人生の根幹に関わる場面で不利益や不安定さが続いています。

伺います。区長は、配慮によって支えられる状態と法的な権利として保障されている状態の違いをどのように認識されていますか。

区長はこれまで、同性婚や選択的夫婦別姓について、「国の動向を注視する」と答弁されてきました。確かに、法制度そのものは国の所管です。しかし、文京区が理念を掲げ、当事者を尊重すべき存在として位置付けた以上、国の制度だからと整理するだけで、自治体の責任

を果たしたと言えるのでしょうか。

制度のはざままで生きづらさを抱える区民に対し、今、自治体として何ができるのかを問い続けることこそ、基礎自治体の役割ではないでしょうか。

区長は、理念を現実の安心につなげる自治体の役割をどのように認識されているのか、伺います。

次に、選択的夫婦別姓についてです。

現行制度では、夫婦同姓が前提となっております。改姓による負担や不利益を受ける方がいます。その中で、現行の制度が同姓を法律上の前提としていることに、区長は、個人の尊厳や自己決定の観点からどのように受け止められているのでしょうか。

多数派には見えにくくても、制度の前提からこぼれ落ち、生きづらさを抱える区民が現実存在します。自治体として、現時点で何ができ、何ができないと整理しているのか、区長の明快な御答弁を求めます。

次に、公共図書館の今後についてです。

小石川図書館の改築は、今後数十年使われる、文京区にとって大きな公共投資です。

区は、中間のまとめにおいて、文化的で豊かな生活を支える学びの拠点、多様な人の交流やにぎわいの創出を掲げています。

一方、世界の図書館は今、本を借りる場所から、学び、対話し、地域とつながる場へと役割を広げています。

公共施設は、一度建てると簡単には変えられません。だからこそ、建てる前に、今の延長ではなく、五十年、百年後を見据えた図書館像を描くことが重要ではないでしょうか。

伺います。小石川図書館改築に当たり、区は、従来型の図書館機能

の更新にとどまらず、子どもや若者、高齢者、居場所を必要とする人、学び直しや地域交流も含めた未来の図書館像をどのように描いているのか。区が掲げる学びの拠点、交流の創出という理念をどのような機能として具体化しようとしているのか、お伺いいたします。

次に、こどもの権利条例の実効性と助けを求められる場所についてです。

本年四月から、文京区のこどもの権利条例が始まりました。私は、この条例は、子どもを守るための大切な一歩だと思っています。

しかし、条例は作っただけでは意味がありません。子どもが困ったとき、助けてと言っているのだ、ちゃんと守ってもらえるのだ、そう思えることが何より大切ではないでしょうか。

一方で、相談・救済の中心となるこどもの権利擁護委員の開始は、実は十月予定です。つまり今は、条例は始まった一方で、助ける仕組みの本体はまだこれからという時期です。

そこで、この間、子どもをどう守るのか、伺います。

現在の窓口は、主に相談や助言です。今、深刻な権利侵害が起きたとき、誰が、どの部署が、事実確認や学校・関係機関との調整を行い、子どもを守るのでしょうか。

現在の体制は、単なる相談窓口ではなく、実際に解決につなげる仕組みとしてどう位置付けているのか、伺います。

また、子どもにとって、区立か私立か、公立か民間か、関係ありません。そこは毎日過ごす大切な場所です。条例に基づく相談や救済は、文京区にいる全ての子が対象であり、通っているのが私立か公立かなど、通う場所によって守られ方が変わることはないと考えてよいのか、お伺いいたします。

また、十月開始の権利擁護委員についてです。

学校や民間施設などで権利侵害が疑われる場合、区の権限が及ばない場合に対して、相手に対して必要な事実確認や関係者との調整を行い、改善につなげていく想定なのでしょうか。

話を聞いて終わりでは、子どもは守れません。どこまで実態把握と改善につなげる仕組みとして考えているのか、具体的にお伺いします。さらに、四月から十月までに寄せられた相談のうち、解決に至っていないものについて、擁護委員開始後に必要な調査や支援につなげることを想定しているのでしょうか。

制度の切り替わりで、困っている子どもが置き去りになってはなりません。相談を継続して支える仕組みについて、お伺いいたします。次に、子どもの性被害防止と初動対応の見える化についてもお伺いいたします。

もし、子どもが勇気を出して「嫌なことをされた」、「何かおかしい」と打ち明けたとき、大人にまず求められるのは、何よりもその子の安全を速やかに守ることではないでしょうか。

本年十月には、こどもの権利擁護委員制度が始まります。十二月には日本版DBSも始まります。しかし、制度を整えることと同時に、大切なのは、困ったとき、文京区が具体的にどう自分を守ってくれるのが、子どもや保護者に見えていることです。

性被害や不適切な関わりは、子どもにとっては極めて声を上げにくい問題です。学校にいくらくなるのが怖い、信じてもらえないかもしれない、親にはまだ言わないでほしい、そうした不安から、言葉を飲み込んでしまう子どもも少なくありません。

だからこそ、相談していいよと促すだけでは足りません。相談したらどう守られるのか、その安心の道筋が見えていることが、子どもたちの勇気を支える土台になると思います。

相談後の流れの見える化についてお伺いします。

学校や施設等で、性被害や不適切な関わりの疑いが生じた際、誰が最初に話を聞くのか、専門的支援にどうつなぐのか、秘密や安全をどう守るのか、この流れを子どもや保護者が事前に理解できる状態になっているのでしょうか。

相談した先で何が待っているのか分からないという不安そのものが、声を上げることをためらわせることもあります。だからこそ、子どもや保護者が、相談したらこう守られると安心できることは極めて重要です。

現在、区として、相談後の流れや守られ方について、どのように子どもや保護者へ伝えていくのでしょうか。また、今後、どのような課題認識の下、周知や仕組みの整備を検討しているのか、伺います。

さらに、重要なのは本人からの相談だけではありません。周囲の大人や教職員が抱く、何かおかしいという違和感こそ、見逃してはいけないサインです。

しかし、現実には、確証がない、思い違いかもしれない、大事にしない、そうした迷いや遠慮から、結果として見て見ぬふりになったり、組織の中で十分に共有されないまま、問題が止まってしまうこともあります。そして、その初動の違いが、子どもの安全を守るかどうか、大きく左右します。

学校によって、先生によって、相談先によって対応が違う、そんなことで、守られる子どもと守られない子どもが生まれてはならないと思います。

そこでお伺いします。学校、教育センター、こども家庭センターなど、相談の入口がどこであっても、違和感の段階から、誰がどう判断し、どこまで安全確保につなげるのか、現在、初動対応の考え方や基

準はどのように共有されているでしょうか。

また、一人の教員や職員の気付きが見過ごされたり、組織の中で止まったりすることなく、確実に子どもの安全につながるために、現在、どのような体制があり、どのような課題認識の下、整備を検討しているのか、伺います。

最後に、子どもたちが、声を上げれば守られる、誰かが気付けば守られると心から信じられる文京区に向け、相談後の流れの伝え方や初動対応について、現在どのような課題を認識し、今後どのように、子どもに伝わったという結果は生まれるように検討を進めていくのか、見解をお伺いいたします。

次は、区立中学校の服装選択に関する判断基準の明確化についてお伺いいたします。

現在、文京区立中学校において、自らの意思で私服を選んで通学している生徒がいます。その子は、標準服そのものを否定しているわけではありません。自分で選びたいという思いから私服を選び、また、式典では自ら判断して標準服を着ています。

私は、この姿は、単なる反発ではなく、場面に応じて考え、自ら判断しようとする主体的な姿だと感じています。

一方、学校からは、標準服でないと本校の生徒と分らず、安全上の問題があるという理由で指導され、標準服登校に戻した事例もあると聞いています。

私は、安全を大切にする学校の考え方を否定するつもりはありません。しかし、子どもの自分で選びたいという思いを制限するのであれば、私たち大人にはきちんと説明できる理由が必要ではないでしょうか。

そこで、教育長にお伺いいたします。文京区立小学校は全校が私服

登校です。それでも、学校生活も安全管理も成り立っています。だとするならば、なぜ小学校は大丈夫なのに、中学校だけ安全管理のために標準服は必要なのでしょうか。

子どもたちの、なぜ小学校で良くて中学校では駄目なのという素朴な疑問に、区教育委員会としてどのように説明するのでしょうか。小学校と中学校で何が異なり、どのような根拠で整理しているのか、お伺いします。

次に、区立中学校では、標準服着用が生活の決まりとして位置付けられています。

文部科学省は、校則について、その必要性や合理性を説明できると、また、社会状況や子どもの実態に応じて見直すことを求めています。

そこでお伺いいたします。教育委員会として、各校が何の目的で、どのような理由から標準服着用を定めているか、確認しているのでしょうか。また、標準服とは、学校が示す推奨の服装なのか、それとも実態として着用を求める事実上の義務なのか、標準と言いながら実態が強制であるなら、その整理は必要ではないでしょうか。

区として、標準服をどのように位置付けているのか、お伺いいたします。

また、学校は、ルールだから守るではなく、なぜ必要なのか考える力を育てる場でもあるはずです。こどもの権利条例の観点からも、子ども自らが考え、選ぶ権利を守られるよう、区として一定の判断基準や考え方を整理する考えはあるのか、教育長の見解をお伺いいたします。

最後に、障害の社会モデルに基づく学校内の学びについてお伺いたします。

今回、調査結果が出た障害者（児）実態・意向調査では、学習についていけないと回答した子どもが三四・六％に上りました。三人に一人を超える子どもが、学校での学びに困難を感じています。私は、この結果を子どもの努力や能力の問題として片付けるべきではないと考えます。

障害の社会モデルに立てば、困難の原因は、子ども個人ではなく、学びを阻む環境側のバリアにもあります。つまり、子どもが学校に合わせられないのではなく、学校側が多様な子どもたちに合わせきれていないという課題ではないでしょうか。

さらに、今回の調査では、保護者が、差別や必要な配慮が十分ではないと感じる場として、保育園や幼稚園、学校が最も多く挙げられています。なぜでしょうか。

本来安心して学べるはずの場所が、最も困難を感じる場になっているとすれば、深刻に受け止める必要があります。これは善意や配慮の問題ではありません。子どもの学ぶ権利の保障の問題です。

そこでお伺いいたします。教育委員会は、今回の調査結果を、子どもの課題ではなく、学校環境のバリアの課題としてどのように受け止めているのでしょうか。

また、学習のつまずき、感覚過敏、集団適応、意思表出の難しさなど、多様な困難を抱える子どもに対して、通常学級の中で、合理的配慮や環境整備を今後どのように進めていく考えなのか、具体的に伺います。

あわせて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、OT、ST、学校図書館司書などの専門職を、個別対応だけで終わらせず、チームとして、困ってから支援するのではなく、困る前に環境を変える学校づくりが必要です。

文京区として、何をこれまでと変え、どのようにつなげていくのか、考えをお伺いいたします。

最後に、私は、子どもが学校に合わせるのではなく、学校の側が変わることこそ、インクルーシブ教育の土台だと考えます。

教育長は、学校現場の学びのバリアフリー化を今後どのように進めていく考えなのか、具体的にお伺いいたします。

御清聴ありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 海津議員の御質問にお答えします。

最初に、元町ウエルネスパークに関する御質問にお答えします。まず、事業計画範囲の面積等についてのお尋ねですが、本事業については、平成三十一年三月に公表した、旧元町小学校の整備と元町公園の一体的活用事業 事業者公募型プロポーザル募集要項に基づき、公募を実施いたしました。

その際、公募時の事業者からの質問に対して、認定こども園の園庭部分については、区が使用するため、貸付料の算定面積から除くことを、全参加予定事業者に回答しております。

また、土地の権利関係を整理する中で、昨年三月に、認定こども園として専有使用する園庭については、事業用定期借地権の範囲から除いたところです。

一方、事業計画範囲の面積については、基本協定書において、当初から園庭部分も含めて定めております。事業計画範囲に変更はなく、園庭の地下に体育館を整備し使用することについても、区と事業者において合意しているものです。

なお、土地の貸付料の算定に当たっては、地下にある建物等についても対象としております。

次に、貸付面積の変更等についてのお尋ねですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、基本協定書における事業計画範囲の面積については変更がないことから、貸付面積の変更に伴い減額率も変更すべきという議員の御指摘は当たらないものと認識しております。

次に、公募の公平性等についてのお尋ねですが、本事業については、募集要項に基づき実施しております。貸付料については、導入する公共機能の内容等や歴史性の継承などにより、事業者が敷地に建設する建物が制約を受けることを考慮し、減額も含めた額を参考地代として募集要項に示しているなど、事業者選定後に条件を整理・追加したものではありません。

また、本案件については、他の公有財産と同様、公有財産管理運用委員会において貸付料を決定しております。

次に、公有財産の貸付料算定についてのお尋ねですが、元町ウェルネスパークの西側敷地の土地貸付料は、他の公有財産と同様に、相続税路線価に必要な補正を加えた利回りを乗じて計算しております。

相続税路線価による適正な算定により、貸付基準が明確になり、土地のより正確な評価が可能となっているものと認識しております。

なお、元町ウェルネスパーク東館の建物貸付料については、相当年数が経過した建物を保全するための復元的改修を実施していることから、不動産鑑定評価により算定しております。

次に、介護事業者の運営についての御質問にお答えします。

当該施設に関する事業運営の方向性について、現時点では、法人間で様々な手続を調整、検討、実施している段階です。法人の活動や安定した事業運営に支障を与えることのないよう、情報の取扱いについ

ては慎重な対応が必要であることから、詳細についての答弁は差し控えてさせていただきます。

一方で、議員御指摘のとおり、利用者及び家族が不安なく介護サービスを利用できることが重要であると認識しております。

社会福祉法人における事業譲渡に関しては、利用者及び職員の利益を守りながら、良質な福祉サービスを継続して提供できる方法の一つとして、国がガイドライン等を定めており、各法人における安定的な運営においては、この方法を含め、法人の自主的な判断の下、日頃から様々な検討がなされているものと認識しております。

区としては、引き続き、介護サービスの安定的な提供に向け、各法人における判断を尊重しながら、必要な支援に努めてまいります。

なお、令和六年度に実施した公募時点における評価は適切に行われており、公平性等、その後の判断には影響しないものと認識しております。

次に、入学準備金についての御質問にお答えします。

区では、こどもの権利に関する条例の趣旨を踏まえ、各施策において必要な取組を適切に実施しております。

本制度は、幅広い層の家庭の経済的負担を軽減することで、子育て世帯を後押しするものであり、格差を広げるものではありません。

こうした取組が、結果として、子どもの最善の利益に資するものと考えております。

次に、多様な家族の在り方に関する御質問にお答えします。

まず、パートナーシップ宣誓制度に関する認識についてのお尋ねですが、区のパートナーシップ宣誓制度は、同性パートナー関係にある方々が、様々な場面で二人の関係を尊重した公平かつ適切な対応を受けられるよう、区が関係機関に配慮を求めるものであり、法的権利と

して関係性が一律・安定的に保障される状態とは異なるものと認識しております。

次に、区の役割についてのお尋ねですが、同性婚の法制化や選択的夫婦別姓制度の導入は、国において議論がなされるべきものであり、区の役割は、多様な性の在り方や家族の形を尊重し、区民が安心して生活できる環境を整えることであると認識しております。

今後とも、国や都の動向を注視しつつ、パートナーシップ宣誓制度によって利用できる行政サービスの拡大やSOGIに関する啓発活動など、区としてできる取組を着実に推進してまいります。

次に、選択的夫婦別姓制度についてのお尋ねですが、現行の夫婦同氏制度においては、改姓した方の職業生活や日常生活の不便や不利益、アイデンティティの喪失などの問題が指摘されていることを認識しております。

現時点で、区独自の対応を検討する考えはございませんが、今後とも国の動向を注視してまいります。

次に、こどもの権利条例に関する御質問にお答えします。

まず、現時点での救済体制についてのお尋ねですが、こどもの権利擁護委員は本年十月に設置する予定ですが、設置されるまでの間に事案が発生した際には、その事案に応じた部署が中心となり、学校や関係機関等と連携するほか、虐待が疑われる場合には、児童相談所等と協力して支援するなど、子どもの安全確保や課題解決に向けた必要な対応を行っているところです。

次に、救済の対象についてのお尋ねですが、こどもの権利に関する条例に基づく救済の対象は、本区に在住、在学、在勤など、区内で生活し、活動する十八歳未満の方等としております。

したがって、子どもが通う場所によって権利保障の扱いが変わ

ることはありません。

次に、こどもの権利擁護委員の仕組みについてのお尋ねですが、こどもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害に関する相談を受けた際に、子どもの最善の利益を守る観点から、必要に応じて事実確認のための調査や調整を行います。

また、区の指導権限が直接及ばない相手先に対しても、相談内容を丁寧に把握した上で、関係機関との連携や協力を得ながら、状況確認や必要な働き掛けを行うことを想定しております。

今後は、相談から事実確認、関係機関との調整や改善要請に至るまで、より実効性のある仕組みとなるよう、先行自治体の事例等を参考に研究を進めてまいります。

次に、解決に至っていない案件への対応についてのお尋ねですが、こどもの権利擁護委員が設置されるまでの間に寄せられた権利侵害に関する相談については、まずは所管部署において丁寧に相談を受け止め、必要に応じて関係機関との連携や調整を行いながら、子どもの最善の利益の実現に向けて対応してまいります。

権利擁護委員が設置された際に継続している案件については、内容を精査した上で、必要に応じ、引き継いでまいります。

最後に、子どもの性被害防止に関する御質問にお答えします。

まず、学校や施設等での性被害等についてのお尋ねですが、学校においては教職員やスクールカウンセラー等が、児童福祉施設等においては施設職員等が初期対応を行い、子どもの心理面に配慮しながら内容を把握した上で、こども家庭支援センターや児童相談所、警察等の関係機関につなぐ体制としております。

その際には、個人情報等の取扱いに十分配慮しながら、必要な安全確保につなげております。

また、相談を受けた際には、相談内容を丁寧に聞き取り、本人の意向や状況を確認した上で、必要な助言や関係機関との連携等を図り、可能な限り分かりやすく説明しながら対応しているところです。

子どもたちに向けて、SOSの出し方や心と体を守るための教育などを行っておりますが、性被害のおそれが生じた際の相談後の流れや安全確保の対応については、子ども本人や保護者が十分に理解できるように周知していく必要があると認識しております。

今後とも、子どもや保護者がためらわずに相談できるよう、各施設等の相談窓口の一覧化や、相談後の流れを見える化したものを作成し、周知徹底を図るなど、子どもの安全確保を最優先に取り組んでまいります。

次に、相談の初動対応等についてのお尋ねですが、各施設等で受ける、子ども本人や保護者からの相談の中で、不自然な様子など違和感を抱いた際には、組織として情報を迅速に共有し、緊急性や支援の必要性を判断しております。

また、性被害が疑われる場合には、関係部署等と連携し、子どもの安全確認や必要な支援につなげることでしております。

相談先によって差が生じることのないよう、性暴力に関する国や都府県のマニュアル等を参考にしながら、引き続き、子どもの視点に立ち、違和感を早期に受け止め、適切な支援につなげてまいります。

次に、現在の体制や課題認識についてのお尋ねですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、組織として情報を迅速に共有し、必要に応じて関係機関と連携して対応しております。

一方で、職員の経験年数にかかわらず、多忙な状況の中でも、小さな気付き等を確実に共有し、迅速な初動対応につなげていくことが重要であると認識しております。

今後とも、職員等による気付きが見過ごされることのないよう、研修等の実施により早期に共有できる環境づくりを進めることで、子どもの安全を最優先とした対応に努めてまいります。

次に、相談後の対応等についてのお尋ねですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、相談後の流れや安全確保の対応について、子どもたちに向けて、より分かりやすく周知していく必要があると認識しております。

今後とも、子どもの視点に立ち、相談後の流れや守られ方を分かりやすく示していくとともに、職員や関係機関が初動対応の考え方を共有するなどの取組により、子どもの最善の利益の確保につなげてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、入学準備金事業の公平性についてのお尋ねですが、本事業は、昨年六月に国から発出された、現下の物価高に対して、地域の実情に応じた取組の検討を求める通知を受け、子育て世帯全体の教育に係る経済的な負担を軽減することを目的に事業化したものです。

支援が必要な世帯の教育費については、従前から、就学援助制度等により、物価高騰も加味した一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

本事業は、これまで対象外だった中間層等を対象とすることで、従前からある制度を補完し、子育て世帯全体を後押しする事業として設計したものです。そのため、支援を必要とする世帯を対象から除外す

るために準備金としたものではありません。

入学準備金の支給により、子どもがいる御家庭の教育に係る経済的負担が軽減され、本区の子どもたちは皆公平に入学の準備を進めてもらえるものと考えており、結果として、子どもの最善の利益に資するものと捉えております。

なお、支援が必要な世帯については、塾代助成や自然体験教室の費用補助などの事業も行っているほか、様々な子育て支援メニューを用意し、多面的に支援を行っているところです。

また、祝金については、教育費の負担軽減とは趣旨が異なる事業であると考えております。子育て世帯への給付については、子育て世帯への支援全体の枠組の中で検討すべき課題であると認識しております。次に、議員御指摘の図書館像についてのお尋ねですが、五十年、百年後の図書館像についてはお答えすることはできませんが、将来的なニーズを見据えた、誰もが利用しやすく居心地の良い図書館の実現に向けて、検討を進めることが重要であると考えております。

小石川図書館の建て替えに当たっては、地域の身近な学びの拠点として、資料の収集・保存・貸出といった基礎的なサービスに加え、ライフステージに応じた催しや多様な学習活動等に対応できる図書館を目指しております。

具体的には、図書館で静かに読書や勉強をしたいという御要望がある一方、絵本の読み聞かせやグループ学習、小石川図書館の特性である音楽を生かした空間づくりなど、一定のざわめきを許容する環境も求められていることから、多様な活動に対応できるような空間づくりが重要と考えております。

次に、区立中学校の標準服に関するお尋ねですが、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学

校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えております。

標準服については、区立小学校とは異なり、各中学校が長きにわたる伝統や校風により校則の中に定め、生徒の実情や各校の特色等を生かして運用してまいりました。

なお、小学校については、教育委員会において、これまで保護者やPTAから標準服に関する具体的な御要望はいただいております。

生徒や保護者の方々には、入学説明会や日頃の学校生活の中で、学校生活の決まりや校則についてきめ細かく説明し、それに基づいて生徒指導を行っております。

標準服着用については校則に明記されておりますが、校則の変更にについては、生徒たちが話し合い、変更していくことができます。生徒会が中心となって標準服について議論し、各校・地域に合った形を模索している学校もあります。

生徒会活動などを通して、生徒が各校の校則や標準服について、自主的・主体的に話し合い、考えることは、自らの学校生活の充実や向上に向け、協力し合う良い機会であると考えております。

生徒から、標準服や私服の着用など、校則の見直しについて希望があった場合、各校において、生徒や保護者、地域の方などと十分に話し合うことが必要であると認識しております。

引き続き、生徒が自分事として標準服を含む校則の意味を理解し、自主的に校則を守るように指導してまいります。

なお、標準服の在り方については、時代の変化や生徒のニーズに応じて議論し、柔軟に対応していくべきものと捉えております。

次に、障害の社会モデルについてのお尋ねですが、障害者権利条約の理念を踏まえ、全ての人が障害のある人に対する差別を行わない

よう徹底していくとともに、障害のある人への社会的障壁を取り除くことは、社会の責務であると認識しております。

区立学校では、多様な教育的ニーズのある子どもたちが安心して学べるよう、個別最適な学びと協働的な学びを推進するとともに、チーム学校として、子どもたちの実態に応じた適切な支援を行っているものと認識しております。

一方、保護者の方に十分に御理解をいただけない場合もあることは認識しており、今後も、子どもを中心とした建設的対話を学校と保護者が続けていくことが必要であると考えております。

次に、学校では子ども一人一人の特性に配慮ができるよう努めておりますが、今回の文京区障害者（児）実態・意向調査の結果も踏まえ、適切に対応してまいります。

各学校においては、各種校内委員会を中心として、専門職も含め、チームで子どもたち一人一人の実態をアセスメントするとともに、支援策を検討し、合理的配慮や環境調整について、組織全体で対応を進めてまいります。

なお、一部の学校へは作業療法士を定期的に派遣しており、その効果を検証しながら、各学校の要望や状況に応じて引き続き支援してまいります。

障害の有無に関係なく、全ての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、子どもの困り感に対しては、組織的に個に応じたアプローチをしていくことが必要であると捉えております。

引き続き、国や都の動向も注視しつつ、保護者・地域の声に耳を傾け、子ども一人一人が充実した学校生活を送れるよう努めてまいります。

〔海津敦子議員「議長、二十九番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十九番海津敦子議員。

○海津敦子議員 区長、教育長、答弁しっかりお聞きさせていただきました。全体的に、はぐらかされている答弁も少なくなかったなと思っております。

その中で、特に気に掛かる二点についてお話しさせていただきます。旧元町小学校の順天堂への貸付料についての答弁を聞きました。疑問は解消されるどころか、むしろ深まりました。

区民共有の財産に関わる問題です。今後も、根拠と経緯の両面から、徹底的に確認してまいります。

次に、標準服についてです。教育長からは、なぜ標準服があるのかについての説明はいただきました。その理由としては、長きにわたる伝統や校風により校則の中に定め、各校の特色として運用しているという説明でした。

しかし、なぜ標準服の着用を求めるのか、なぜ私服登校を認めないのかについての合理的な説明は、最後までありませんでした。

子どもに、なぜ着るの、なぜ私服では駄目なのと聞かれたとき、今日の答弁だけでは説明できないのではないのでしょうか。にもかかわらず、現実的には、私服で通学していた子どもが標準服での登校に戻らざるを得なかった不合理な説明もあります。私は、この状況を重く受け止める必要があると思います。

ちなみに、文部科学省は、学校、教員が子どもや保護者、地域から求められる以前に、校則を、必要性や合理性をきちつと整理して説明できることを求めています。子どもや保護者、地域から求められたから変えるものではありません。今回の答弁では、その合理性は示されませんでした。

子どもの権利を制限するのであれば、その理由を説明する責任は大

人にあります。その責任が果たされているとは私には思えません。
このことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時四十四分休憩

午後三時五十四分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔のぐちけんたろう議員「議長、一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 一番のぐちけんたろう議員。

〔のぐちけんたろう議員登壇〕

○のぐちけんたろう議員 自由民主党文京区議会、のぐちけんたろうです。会派を代表し、区長、教育長に質問をいたします。

就職氷河期世代の、国家の人的資源としての再生について、お伺いをいたします。

かつて、日本には一億総中流という言葉がありました。努力をすれば報われる、学べば道が開かれる、働けば家庭を築ける、そうした人生の予測可能性が社会の安定を支えていた時代です。

しかし、その予測可能性が、ある世代だけ突然断ち切られました。就職氷河期世代です。

景気後退、採用抑制、非正規雇用の固定化。本来であれば、企業を支え、地域を支え、家庭を築き、次代を育てていたはずの人々が、自己責任の一言で社会の周縁へ押しやられてしまいました。

私は、この問題を単なる雇用問題だとは思いません。これは、国家が人的資源を失った問題です。

そして今、人口減少、労働力不足、介護人材不足、DX人材不足、地域のコミュニティの担い手不足。日本はあの日失った人材の重みを十数年遅れで払わされ始めています。

だからこそ申し上げます。就職氷河期世代を支えることは、過去の失敗の穴埋めではありません。日本が失った人的資源を、再び国家の力として呼び戻すことです。そして、教育と知の集積地である文京区こそ、その再起動モデルを示すことができるのではないのでしょうか。

以下、文京区の見解を伺います。

政府は、骨太の方針二〇一九において、就職氷河期世代支援を国家方針として位置付けました。さらに、現在、高市政権下では、リスクリング、DX、経済安全保障、人的資本投資が国家戦略の中核となっています。

ここで重要なのは、就職氷河期世代政策が、福祉から国家競争力へと意味を変え始めている点です。つまり、今、就職氷河期世代は、支援される存在ではなく、再戦力化されるべき人的資源として見直され始めているのです。

そこで伺います。文京区は、就職氷河期世代支援について、単なる生活困窮対策ではなく、地域社会の担い手、DX人材、ケア人材、教育人材、防災人材として、再び地域社会へ活躍の場を開いていく視点を持つべきと考えますが、認識を伺います。

二〇二六年型社会の本質は、学び続けられる人が生き残る社会になりつつある点です。しかし、現実には、学び直す時間がない、お金がない、情報がない、家族介護がある、非正規で余裕がない、こうした人々が大量に存在しています。

つまり、リスクリング政策は、放っておけば新しい自己責任論に転化しかねない危険をはらんでいます。だからこそ、自治体の役割が問

われているのです。

そして、私には、文京区には圧倒的優位性があると思っています。

総合大学から医歯薬系、専門職大学院にまで及ぶ十九の大学等の高等教育機関を擁し、図書館密度と呼ばれる図書館へのアクセスのしやすさでは二十三区トップを誇り、出版社や教育産業が集積している文京区は、知識のインフラが集中する都市です。

ならば、文京区は、単なる住宅都市ではなく、学び直しの首都を目指すべきではないでしょうか。

例えば、大学とのリカレント教育連携、女子大との女性再就職教育、専門職大学院との介護・ICT人材育成や防災DX人材育成、教育産業とのAI活用教育、また、出版文化産業のデジタル転換教育など、都市全体を学び直しのキャンパス化する発想が可能です。

伺います。文京区は、生涯教育都市から更に踏み込み、社会人学び直し都市としての戦略を打ち出す考えはあるのでしょうか。

私は、ここで極めて現実的な話をしたいと思います。

文京区役所自身が、就職氷河期世代の再挑戦を支える姿勢をもっと鮮明に示すべきです。

かつて総務省は、地方公共団体に対し、就職氷河期世代を対象とした中途採用試験拡大を求めました。実際に、全国の自治体で、限定採用や経験不問採用が行われました。私は、この政策の流れそのものは極めて重要だったと思っています。なぜなら、行政が先頭に立って、人は何歳からでも社会参加をやり直せるというメッセージを出したからです。これは単なる採用ではありません。社会哲学です。

そこで伺います。文京区として、就職氷河期世代採用、キャリア再挑戦支援、会計年度任用職員から正規への導線、DX分野での中途採用などを今後どのように位置付けていくのか、また、高市政権が重視

する人的資本投資との整合性をどのように考えているのか、見解を伺います。

就職氷河期世代問題を単なる労働政策として扱うと、本質を見失います。本当は、未婚化、孤立、八〇五〇問題、地域参加不足、ケア負担集中など、地域社会全体に影響が波及している、つまり、これは都市の持続可能性の問題なのであります。

だからこそ、私は、就職氷河期世代支援を、地域活動、生涯学習、防災、ケア、文化活動と接続すべきと考えます。例えば、図書館活動、地域文化事業、商店街イベント、防災訓練、子どもの居場所づくりに再参加していく導線を作る。それは単なる福祉ではありません。都市の再統合です。

文京区は、就職氷河期世代問題を地域コミュニティ再生という観点からどのように捉えているのか、伺います。

このテーマの最後に申し上げます。日本は長い間、失われた三十年を語っていました。しかし、本当に失われたのは時間ではありません。人です。挑戦する機会を失った人、能力を発揮する場所を失った人、社会との接続を失った人。その人々をもう一度社会の真ん中へ戻せるか、それがこれからの政治の責任であります。

就職氷河期世代は失われた世代ではありません。日本が生かし切れなかった世代なのです。人は何度でも学び直し、社会へ戻ることで、その希望を文京区は示すことができます。リスキリングとは、国家と自治体による、再挑戦のインフラ整備であると私は思います。全世代誰もが排除されない文京区の創造について、お伺いをいたします。

かつて、子どもを育てるということは、地域全体、社会全体で行う営みでありました。しかし、現代社会において、特に都市部における

子育ては、余りにも孤立し、時に移動の自由すら奪われる過酷な戦いとなっています。

私は、乳幼児を伴う外出における授乳室や移動のケア空間を、単なる子育て世帯への福祉・サービスだとは思いません。これは、水道や道路、Wi-Fiと同じ、現代都市が最低限備えるべき基礎的社会インフラであります。

インフラが途切れた場所から人は排除される、授乳室が一か所閉鎖されるといことは、その地域から子育て世帯の足が遠のき、社会参加の機会が奪われることを意味します。

文の京であり、住民福祉の向上を最重要課題に掲げる文京区において、このインフラの空白が生じている現状を見過ごすわけにはいきません。

とりわけ、行政手続や乳幼児健診のために頻繁に来庁するシビックセンター周辺において、安心して利用できる公的・民間の授乳施設が実質的に減少しているとの懸念が、区民から切実な声として寄せられています。

これは単なる利便性の問題ではありません。行政サービスの公平な受給機会が担保されているかという、都市経営の根幹に関わる問題です。

以下、区の見解を伺います。

本区における過去三年間から現在に至るまでの、シビックセンターを含む公的施設の授乳施設の設置数の推移、そして、現在の正確な配置状況について、区が把握されている最新のデータはどのような形でございますか。また、これら子育て世代必須のインフラの整備計画や、適正配置に向けた明確な基準・方針を定めてはいかがでしょうか。

シビックセンター内及び後楽園・春日周辺の徒歩圏内における授乳

施設の具体的な設置状況とアクセス性の課題について、区はどのように認識しているのか。万が一、供給が充足していない、あるいは動線に課題があると認められる場合、シビックセンター内の増設のみならず、隣接する後楽園駅やラークア等の民間施設と柔軟に連携し、赤ちやんの駅等の指定を戦略的に拡充すべきと考えますが、具体的な施策や導入予定の有無について、区へ要望いたします。

多様性を包摂する学びの空間への大転換について、お伺いをいたします。

教育とは、子どもたちの可能性を解き放つ聖域であります。しかし、どれほど優れた教育カリキュラムがあろうとも、それを支える空間が子どもたちに過度な負荷を与えているとすれば、それは本末転倒と言わざるを得ません。

近年、多くの学校で採用されてきたオープン教室。可動式障壁等により、廊下と教室の間仕切りを一切設けない、あるいは開放するこの設計は、かつて、開かれた学校、協働的な学びの象徴として、時代の潮流ともてはやされました。

しかし、一見して自由でモダンに見える空間設計の裏で、今、現場の子どもたちと保護者から極めて切実な声が上がっています。

特に、就学直後の小学校一年生の保護者から寄せられる声は深刻です。「廊下側の座席になると、隣のクラスの声や廊下の騒音がダイレクトに響き、担任の先生の声が聞き取れない」、「周囲の視覚的刺激が多過ぎて授業に集中できない」。

これは単なる慣れの問題ではありません。聴覚的・視覚的に遮蔽されていない空間は、発達段階にある児童にとって多大なストレスとなり、学習意欲の低下の可能性を生むなど、構造的欠陥をはらんでいます。

都市の持続可能性を支えるのは人であり、その人を育てるのが学校です。私たちは今、これまでのオープン化のメリットを冷徹に検証し、現場で生じている音と視線のコントロールというデメリットに向き合わなければなりません。

学校施設の老朽化に伴い、区内小学校の建て替えや大規模改修が次々と予定されている今こそ、これからの文京区のエデュケーションにおける思想が問われています。

今後予定されている区立小学校の建て替えや大規模改修において、教室の設計思想をどのように描いているのか。従来のオープン型を漫然と継続するのか、あるいは独立性の高い従来型へ回帰するのか、若しくは双方の利点を生かしたハイブリッド型へかじを切るのか、区の方針を教えてください。

あわせて、最も重要なのは、建築の専門家だけでの理論で進めないことです。設計の初期段階から、毎日その空間で教鞭をとる現場の教職員や、子どもを育てる保護者のリアルな意見を確実に反映させる仕組みを担保すべきと考えますが、併せて見解を伺います。

次に、子どもたちのサングラス着用について伺いをいたします。

昨今の非常に強い紫外線の影響が人体に様々な影響を及ぼすことは、広く知れ渡ってきました。東京都や埼玉県の中高でも学校指定のサングラス着用が認められるなど、子どものときから、紫外線から目を守るということが求められるようになりました。

文京区教育委員会としても、子どもたちの将来を見据え、各学校にサングラス着用について統一された通知を出す御予定はありますでしょうか。

多様な特性を持つ子どもたち全員が、誰一人取り残されることなく、公平かつ安心して学業に専念できる教育環境を保障することは、行政

及び教育委員会の最も重い責務であると確信します。

東京都競馬再整備と二十三区の都市経営権について伺いをいたします。

私は、高校時代、馬術部へ所属しており、馬は、走る姿を見るよりも、実際に乗り、そして毎日お世話をするものでありました。そうした経験から、馬券を買うことはありませんでしたが、折に触れて馬と接することは今でも大好きであります。

しかし、本日は競馬の話をしたと思います。

最初に申し上げますが、これは決して単なる競馬の話ではありません。東京という巨大都市を誰が支配し、誰が経営するのかという話であります。

昨年度の予算審査特別委員会でも質問させていただきましたが、東京都競馬株式会社は、二〇二四年に長期経営ビジョン二〇三五を、そして、二〇二五年には中期経営計画二〇三〇 the 1st Full long を公表しています。そこには、約七百五十億円規模の投資、大井競馬場再整備、アリーナ構想、MICE機能、ベイエリア戦略、勝島エリア一体開発が明記されております。

つまり、これはもはや競馬場改修ではありません。東京湾岸再編計画そのものです。

しかも、東京都競馬株式会社は、単なる競馬施設会社ではありません。物流施設、商業施設、不動産、臨海部資産を抱える、巨大都市資産保有会社であります。しかも、最大株主は東京都、社長には元東京都副知事。つまり、東京都の都市戦略と極めて深く結び付いた企業であります。

ここで、我々はある極めて重大な問いに向き合わなければならないと考えます。それは、二十三区が東京の共同経営者なのか、それとも

東京都から配分金を受け取るだけの存在なのかという問いであります。現在、特別区競馬組合は、実際には競馬事業を担いながら、施設所有者である東京都競馬株式会社に対し、賃料を支払い、改修費を負担し、土地取得費まで実質的に支えているのではないかと問題が、監査や議会議論の中で指摘され始めています。つまり、店子が大家の資産形成を支えているのであります。

だからこそ、二十三区は、かつて各区の保有株を特別区競馬組合へ無償譲渡しました。目的は一つ、発言権の集中化です。

さらに、二十三区区長会は、東京都の保有株の譲渡を求め続けてきましたが、東京都はこれを拒否し続けてきました。

しかし、時代は変わりました。現在、東京都競馬株式会社には海外アクティビストファンドが参入しております。これは重要です。なぜなら、我々は東京ドーム問題を経験しているからです。

東京ドームは、地域の象徴でありました。しかし、市場とファンド資本の論理の中で、最終的に、都市資産そのものの意思決定権が巨大資本へ吸収されてきました。私は、あれを単なる企業買収劇とは思っていません。都市そのものの金融商品化であったと思っています。

そして、今、同じ構図が東京湾岸で始まろうとしている、それが東京都競馬問題であります。

大井競馬場周辺は、羽田、品川、リニア、臨海副都心と接続する、東京の最重要戦略地域です。つまり、これは単なる競馬の話ではなく、東京の未来の都市主導権の話なのであります。

しかも、東京都競馬株式会社は、リアル空間価値の再定義を掲げています。これは何を意味するのか。つまり、競馬、音楽、スポーツナイトカルチャー、観光、MICE、都市体験を融合した、巨大都市エンターテインメント資産を作ろうとしているということです。

私は、ここで文京区が取るべき立場は極めて明確だと思っています。それは、二十三区は東京という巨大都市の共同経営者であるという立場です。

文京区は競馬場を持っていません。だからこそ、逆に、地元利権、湾岸利権、臨海部利権から距離を置いた立場で、東京全体の公共性を語ることができる。これは文京区だからこそ果たせる役割です。

更に申し上げます。競馬は単なる収益事業ではありません。江戸以来続く、馬をめぐる都市文化と、明治東京において形成された都市祝祭空間とを背景に、上野不忍池競馬場、目黒競馬場、靖国競馬場、そして現在の大井競馬場へと連続してきた、東京の公共娯楽文化の一つであります。

だとすれば、文の京の文京区として、東京の公共文化資産を市場原理だけに委ねてよいのかという問いを、真正面から発しなければなりません。

そこで問います。文京区として、特別区競馬組合による発言権強化、東京都保有株問題、将来的株式取得、配分金の戦略的活用、大井再整備への二十三区側提案権について、今後、特別区長会や競馬組合議会でどのような議論を促していく考えなのか、また、二十三区は東京の共同経営者であるという視点を、今後の都市経営戦略の中でどのように位置付けていくのか、区の見解を伺います。

このテーマの最後に申し上げます。今、東京では、スタジアム、鉄道、湾岸、再開発、公共空間、文化資産までもが、金融資産として扱われ始めています。

しかし、都市とは本来、誰かの投資商品ではありません。人々の記憶であり、文化であり、暮らしであり、共同体そのものなのであります。

だからこそ今、二十三区は問われています。東京を誰の都市として未来へ残すのか。私は、配分金を受け取るだけの二十三区ではなく、東京という巨大都市の未来に責任を持つ、真の共同経営者としての二十三区へ進化すべき時代へ入ったことを強く認識すべきだと、そう思います。

都心区コミュニティ交通連携について伺いたいします。

都市とは、道路や建物の集合体ではありません。人が動き、出会い、学び、文化が交差し、新しい価値が生まれる、流れそのものなのであります。だからこそ、都市が衰えるときとは、建物が古くなるときではなく、人の移動が止まったときです。

私は今、文京区が次の時代に向けて考えるべきテーマの一つは、区境を越えた都市内回遊ではないかと思っています。

文京区民の生活は、当たり前のように行政区を超えています。上野へ行く、池袋へ行く、神保町へ行く、秋葉原へ行く、飯田橋へ行く。しかし、行政の交通政策だけが、いまだに区の中で止まっている。この現実を、私たちはいま一度見直すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

現在、文京区では、コミュニティバスＢーぐるが運行されており、また、近隣区では、台東区のめぐりん、千代田区の風ぐるまなどが運行されております。いずれも、高齢者や交通不便地域への対応として重要な役割を果たしており、区民生活を支える足として定着しております。

一方で、区民の皆様からは「近隣区との乗り継ぎや連携ができないか」という声も上がっており、過去にも本会議一般質問いたしました。

当時は利便性の向上という質問でありましたが、今回は、単なる便利になってほしいという話だけではありません。

例えば、台東区のめぐりんとなら、文京区民が上野や浅草へ移動しやすくなるだけでなく、観光客が文京区へ流れてくる。千代田区の風ぐるまとなら、神保町との文化回遊が生まれ、東京駅方面へのアクセスも更に向上する。総じて、高齢者の移動範囲が広がる。これは都市の回遊性そのものに関わるテーマです。

もちろん、言うは易く行うは難しであります。実際には、運賃制度、ＩＣ連携、補助金負担、運行責任、ダイヤ調整、道路混雑、東京都交通局との整理など、多くの課題があります。

また、コミュニティバスは本来、高齢者福祉、交通弱者対策として整備されてきた経緯もあり、単純に観光交通化することは慎重論もあるでしょう。私は、その慎重論にも一定の合理性があると思っています。だからこそ、重要なのは、一気に乗り入れを目指さないということです。

私は、最初の段階として、文京区、台東区、千代田区、必要に応じ、豊島区、新宿区、交通事業者、商店街、学識経験者などによる、都心区コミュニティ交通連携研究会のような枠組みを設け、まずは実態把握と可能性検討から始めるべきと考えます。

具体的には、人流分析、高齢者移動、観光回遊、商店街流動、防災輸送の観点などから、広域連携の可能性を整理すべきです。区の見解をお伺いいたします。

次に、現実的な第一歩について伺いいたします。

私は、いきなり相互乗り入れではなく、まず、停留所接続、ダイヤ調整、共通案内、乗り継ぎマップなどによる、実質的に使いやすい環境整備から始めるべきと考えます。

これまでも本会議一般質問で提案してきたように、Ｂーぐる、台東区めぐりん、千代田区風ぐるまとの接続改善は検討可能ではないで

しょうか。特に、同じ日立自動車交通株式会社が運行を担っている点は、一定の技術的可能性を持つものと思われます。

区として、こうした接続型連携について検討する考えはあるでしょうか。

さらに、私はここに都市DXの可能性があると考えております。

現在、国土交通省やデジタル庁は、MaaS推進を進めております。例えば、共通時刻案内、アプリ連携、QRチケット、リアルタイム運表示などを整備すれば、単なる福祉交通ではなく、都市内回遊インフラとして進化できる可能性があります。

区として、今後のBーぐるについて、デジタル連携やMaaS的發展をどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

更に重要なのは防災です。コミュニティ交通網は、平時には生活交通ですが、有事には、帰宅困難者輸送、高齢者避難、医療アクセスなどにも活用可能です。

特に、文京区は、大学、病院、避難所機能が集中しております。広域交通ネットワークを平時から整えておくことは、都市防災上も重要ではないでしょうか。東京都との連携も含め、区の認識をお伺いいたします。

私は、このテーマの本質は、単なるバス路線ではないと思っています。都市とは、人が動くことで生きる、そして、人が巡る都市には、文化が生まれ、商業が生まれ、学びが生まれ、交流が生まれる。

Bーぐるを単なる区内循環バスで終わらせるべきではありません。目指すべきは、人を閉じ込める交通ではなく、人を巡らせる交通です。行政区の境界を越え、人と人との生活をつなぐ、その小さな一歩が、私は次の時代の東京の都市像につながると確信しております。

以上で質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） のぐち議員の御質問にお答えします。

最初に、就職氷河期世代に関する御質問にお答えします。

まず、就職氷河期世代の支援等についてのお尋ねですが、本年四月に国が定めた新たな就職氷河期世代等支援プログラムでは、この世代の不本意非正規雇用者は昨年時点で三十三万人存在するほか、無業者は四十六万人とされています。

今後、この世代が高齢期を迎えるに当たっては、これまで実施してきた就労支援に加えて、社会参加に向けた段階的な支援や高齢期を見据えた支援等に取り組むことで、現在と将来の暮らしへの不安を軽減していくことが重要であると認識しております。

区では、リカレント教育について、受講料助成金や普及啓発セミナーの実施により、区民の職業能力の向上につながる学び直しを支援するとともに、区内中小企業に向けては、中小企業人材強化支援事業補助金において、事業活動の拡大やDXの推進等に資するリスキリングを支援することで、企業の人への投資による、生産性向上や業務効率化を促しております。

また、地域の多様な人材と区内企業とのマッチング支援等を行う中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業では、日本女子大学と連携し、大学のリカレント教育課程受講者の再就職に向けた支援にも取り組んでいます。

引き続き、リカレントやリスキリングによる社会人等の学び直しを、個人から企業まで幅広く支援するとともに、本区の有する教育資源を

有効活用した、誰でも、いつでも、どこでも学べる生涯学習の環境づくりを進めることで、多様な学び直しのニーズに沿った選択肢を充実させ、その機運を一層高めてまいります。

次に、就職氷河期世代の採用についてのお尋ねですが、本区では、特別区において就職氷河期世代を対象とする採用試験が導入された令和二年度以降、当該試験による採用を行ってまいりました。当該試験は、経験者採用試験における年齢上限の引上げや経験年数の緩和を受けて、六年度に終了したところで、現在は経験者採用試験を活用しております。

正規職員の採用については、特別区共通基準に基づき実施しており、現在、就職氷河期世代に特化した採用制度はございませんが、本年度、経験者採用試験等により、四十歳代から五十歳代の職員を十人採用いたしました。

引き続き、年齢や学力のみではなく、その人が持つモチベーションや環境に適応する能力を重視した採用選考や職員育成を行ってまいります。

次に、就職氷河期世代の地域コミュニティへの参加についてのお尋ねですが、就職氷河期世代に対しては、これまで実施してきた就労支援に加えて、社会参加に向けた段階的な支援が重要であると認識しております。

今後とも、就職氷河期世代及び若年層に対して、地域コミュニティへの参加を働き掛けることで、新たな地域の担い手確保につなげてまいります。

次に、授乳室の整備についての御質問にお答えします。

区有施設への授乳室の設置状況については、令和五年度は二十五施設二十八か所、六年度及び七年度は二十七施設三十一か所、八年度は

三十二施設三十六か所です。

また、シビックセンターを含む後樂園・春日周辺の公的な授乳施設は、本年度中の開設予定も含め、六施設八か所ございます。

なお、現時点において、アクセス性の課題はないと認識しております。

区では、整備計画等を定める予定はございませんが、今後とも、子育てガイド等を通じて、授乳室等の情報を周知し、外出中の保護者が円滑に利用できる環境整備に努めてまいります。

次に、特別区競馬組合についての御質問にお答えします。

将来的な株式取得等による、東京都競馬株式会社に対する影響力の強化については、他区や特別区競馬組合の意向も踏まえながら、引き続き、動向を注視してまいります。

また、今後の都市経営戦略という広域的な課題については、区長会において継続的に議論をするとともに、都とも連携を図りながら対応してまいります。

最後に、公共交通に関する御質問にお答えします。

まず、コミュニティバスの広域連携についてのお尋ねですが、各区において運行の目的や形態が異なることや、昨今の運転士不足など、コミュニティバスを取り巻く厳しい状況から、現状では、区から広域連携を研究する枠組みを提起することは困難であると認識しております。

次に、近隣区との接続についてのお尋ねですが、現在、ルートマップに双方の運行ルートを掲載するなどの工夫をしておりますが、他区においても、昨今の運転士不足による減便等の問題を抱えていることや、事業者の負担も増えることから、現時点での実現は困難であると認識しております。

引き続き、運行事業者が同一である近隣区と、その可能性について情報の共有を図ってまいります。

次に、Bーぐるのデジタル活用についてのお尋ねですが、現時点では、Maasの導入や具体的な取組についての検討は行っておりませんが、区では、本年四月より、デジタル乗車券のライドパスを導入し、利用者の利便性向上に努めております。

なお、国や都等においてMaasの実証や社会実装に向けた取組が進められていると認識しており、今後の動向を注視してまいります。

次に、災害時の公共交通についてのお尋ねですが、地域防災計画では、災害時における交通ネットワークの予防・応急・復旧対策について、都営地下鉄等の鉄道事業者と連携し、日常の施設点検や発災時の応急復旧を通じて、輸送の確保に努めるものとしております。

一方、大規模な地震が発生した場合、障害物除去のため、区内道路の一部を緊急自動車専用路や緊急交通路に指定し、一般車両に対する交通規制を行うこととしていることから、Bーぐるを発災時の緊急輸送等に活用する考えはございませんが、今後とも、災害時の応急復旧活動に支障が生じないよう、都や防災関係機関等との連携を図ってまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、小学校の普通教室の設計についてのお尋ねですが、現在進めている学校の改築設計においては、設計の初期段階から、学校に設けるヒアリングや児童への意見聴取を行う等、教育現場のニーズを設

計に反映できる仕組みを取り入れております。

今後の改築や大規模改修時においては、国の学校施設整備指針に加え、学校現場の意見等も踏まえた上で、児童数の変動や多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応できる普通教室の仕様について検討してまいります。

最後に、児童・生徒のサングラス着用についてのお尋ねですが、本区では、サングラスの着用を含む紫外線対策については、個々の事情等を考慮した合理的配慮として判断する必要があるものと認識しております。

今後も、児童・生徒の安全と健康を考慮し、柔軟に対応してまいります。

〔のぐちけんたろう議員「議長、一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 一番のぐちけんたろう議員。

○のぐちけんたろう議員 区長、教育長、御答弁ありがとうございます。

就職氷河期世代は人数も多く、社会で多くの方々活躍されています。一見すると、順調に社会生活を送っていらっしゃる方がいらつしやる一方、国や民間が示すデータ上では、この世代だけ賃金の伸びは低く、資産形成も低く、また、未婚率も高く出ています。統計によつては、全世代で唯一、賃金上昇がマイナスになっているケースもあるほどです。

普段はこういった目に見えない人たちにも、新たな道を開き、社会で活躍してもらうためにも、人材再生の道へ、区も是非かじを切つていただきたいと思います。

また、その他の議論につきましては、各種委員会にて同僚議員とともに議論を深めさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、追って御通知申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十八分散会